

社会福祉法人五泉市社会福祉協議会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五泉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条第25項の規定に基づき、役員等の報酬、費用弁償の額及びその支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に掲げる役職員をいう。

- (1) 役員（会長、副会長、常務理事、理事及び監事）
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等

(報 酬)

第3条 役員及び評議員に報酬を支給するものとし、その額等は別表1のとおりとし、月額報酬は、毎月21日に、年額報酬については、毎年度末にそれぞれ支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日のときは、その前日、日曜日のときは、その前々日とする。

2 役員及び評議員が新たに選任された場合は、選任されたその日から支給の対象とし、日割計算でこれを支給するものとし、退任等の場合は、退任等をした当日までの日割計算でこれを支給するものとする。ただし、死亡により職を離れたときは、その月の末日までの分を支給する。

3 前各項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、報酬は支給しないものとする。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算の方法は、報酬月額に支給する日数を乗じ、その月の現日数で除するものとする。ただし、報酬が年額で定められている場合にあつては、報酬年額に支給する日数を乗じ、その年度の総日数で除するものとする。

(費用弁償)

第5条 第2条第1項第3号に掲げる委員等が招集に応じて会議に出席し、又はその職務を行ったときは、日額3,000円の費用弁償を会議等の当日に支給する。

2 前項に規定する会議への出席又は職務執行に係る交通費については、実費を弁償することができる。

3 前第1項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、支給しないものとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成18年2月23日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年8月18日）

この規程は、平成18年8月18日から施行する。

附 則（平成28年3月22日）

この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日）

この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 報酬の額等（第3条第1項関係）

区 分	報 酬 の 額	備 考
会 長	月額 15,000円	費用弁償は支給しない。
副会長	年額 90,000円	同 上
その他の理事	年額 30,000円	同 上
監事	年額 35,000円	同 上
評議員	年額 15,000円	同 上